

高知市個人情報保護法施行条例

〈令和5年1月1日条例第3号〉

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を施行するため、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。

（不開示情報としない情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「行政情報公開条例」という。）第9条第2号ウに掲げる情報（同号ウ(ア)に掲げる者の職名に係る部分を除く。）とする。

（手数料等）

第4条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料については、納付を要しない。ただし、開示の実施の方法が、保有個人情報が記録された法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「地方公共団体等行政文書」という。）の写しの交付によるときは、当該交付を受ける者は当該写しの作成等に要する費用を負担しなければならない。

2 保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の閲覧、視聴又は聴取に要する費用は、無料とする。

3 実施機関は、特別の理由があると認めるときは、第1項ただし書の規定による費用の負担を免除することができる。

（審議会への諮問）

第5条 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高知市個人情報保護運営審議会条例（令和5年条例第4号）第1条に規定する高知市個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する規程その他運用上の細則を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

(3) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第

7条第4項の規定により意見を聴く場合

(運用状況の公表)

第6条 実施機関は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について市民に公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高知市個人情報保護条例の廃止)

2 高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号）は、廃止する。

(高知市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にされた前項の規定による廃止前の高知市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第17条の規定による開示の請求、旧条例第27条の規定による訂正の請求及び旧条例第33条の規定による利用停止の請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に行政情報公開条例第19条第1項の規定により置かれた高知市行政情報公開・個人情報保護審査会になされた諮問並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされた開示、訂正及び利用停止の請求に係る審査請求における諮問については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例第43条の規定に基づきなされた苦情又は相談の処理については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為及び附則第3項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この条例の施行前に旧条例第42条の高知市個人情報保護運営審議会の委員であった者の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

8 第6条の規定にかかわらず、令和5年度に行う令和4年度に係る運用状況の公表については、なお従前の例による。

9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）（個人の秘密に属する事項が記録されたものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第15条の規定に基づき受託業務等の処理に従事している者又は従事していた者

10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

11 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

12 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号）第2条第2項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項」に改める。

第11条第1項中「高知市個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

(高知市債権管理条例の一部改正)

13 高知市債権管理条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。